

平成二十年三月

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	二
1	定義及び適用対象に関する規定	二
2	強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定	二
3	保険期間の通算及び給付額の計算に関する規定	二
4	その他	三
三	協定の実施のための国内措置	三

一 概説

1 協定の成立経緯

(1) 我が国とチェコ共和国との間では、相手国に一時的に派遣される被用者等について両国の年金制度、医療保険制度等への強制加入に関する法令が二重に適用される問題及び短期間の派遣では就労地国の年金を受給する権利を取得するために必要な期間の要件を満たせないことから保険料が掛け捨てとなる問題が生じている。これらの問題が両国の企業及び国民にとって大きな負担となっていることを踏まえ、両国の関係を更に増進する観点から、これらの問題の解決を図ることを目的とする協定を締結することでチェコ共和国側と認識が一致し、平成十九年（二千七年）六月に政府間交渉を行った結果、協定案文について最終的な合意に達したので、本年二月二十一日にプラハにおいて、日本側熊澤在チェコ大使とチェコ側ネチャス副首相兼労働社会大臣との間でこの協定の署名が行われた。

(2) 我が国にとってこの種の協定は、ドイツ、英国、韓国、米国、フランス、ベルギー、カナダ及びオーストラリアとの社会保障協定がある。チェコ共和国との間のこの協定は、保険期間の通算を含むという点でドイツ、米国、フランス、ベルギー、カナダ及びオーストラリアとの協定と同じであるが、年金制度に加えて医療保険制度への強制加入に関する法令についても適用調整を行うという点で、米国、フランス及びベルギーとの協定と同じであり、年金制度のみを対象としているドイツ、カナダ及びオーストラリアとの協定よりも適用対象が広い。

2 協定締結の意義

(1) この協定は、年金制度、医療保険制度等への強制加入に関する法令の適用について両国間で調整を行い、両国の関係法令が同時に適用されることを回避することにより、相手国に派遣された被用者等についての保険料の二重負担の問題を解決すること及び年金を受給する権利を取得するために必要とされる期間の計算に際して、相手国の制度に加入していた期間を自国の制度に加入していた期間と通算することができるようになることを主たる目的とする。

(2) この協定の締結により、二重適用の問題及び保険料掛け捨ての問題の解決が図られ、保険料負担が軽減されることにより、両国間の人的交流が円滑化され、ひいては経済交流を含む両国間の関係がより一層緊密化されることが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文三十一箇条及び末文から成っている。その主要内容は、次のとおりである。

1 定義及び適用対象に関する規定

- (1) 「国民」、「法令」、「権限のある当局」、「実施機関」、「保険期間」及び「給付」の用語の定義を定める（第一条）。
- (2) この協定が、我が国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度についてそれぞれ適用され、チェコ共和国については、年金保険法及びその関係法、社会保険料・国家雇用政策保険料法及びその関係法並びに公的健康保険法及びその関係法によって規律される制度について適用されることを定める（第二条）。

2 強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定

- (1) 原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを定める（第六条）。
- (2) ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が五年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用することを定める（第七条）。
- (3) 船舶において就労する者、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める（第八条及び第九条）。
- (4) ただし、一定の要件が満たされる場合には、(1)から(3)までの規定の例外を認めることについて合意することができることを定める（第十条）。
- (5) 日本国において就労する者であってチェコ共和国の法令が適用されるものに随伴する配偶者又は子については、原則として、日本国の年金制度に関する日本国の法令を適用せず、また、第六条の規定によりチェコ共和国の法令が適用される者に随伴する配偶者又は子であってチェコ共和国の領域内に通常居住するものについても、チェコ共和国の健康保険制度に関する法令を適用する（第十一条）。

3 保険期間の通算及び給付額の計算に関する規定

(1) 一方の締約国の年金の給付を受ける権利を取得するために必要とされる期間の計算に際して、他方の締約国の年金制度への加入期間を当該一方の締約国の年金制度への加入期間と通算することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさないような場合においても給付を受ける権利を取得することができるようにすること等を定める（第十三条、第十四条及び第十七条3）。

(2) 給付の額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給すること等を定める（第十五条及び第十九条）。

4 その他

両国の国民同等の取扱い（第四条及び第十七条4）、給付に関する両国の領域同等の取扱い（第五条及び第十八条3）、協定の実施のために必要な相互援助（第二十条）、文書の提出に係る行政上の手数料等の減免及び認証等の免除（第二十一条）、両国間の連絡及び使用言語（第二十二条）、相手国の法令に基づく申請等の受理（第二十三条）、個人情報等の伝達及び保護（第二十四条）、給付の支払に際しての通貨（第二十五条）、協定の解釈等に関する意見の相違の解決（第二十六条）、見出しが協定の解釈に影響を及ぼすものではないこと（第二十七条）、協定の効力発生に当たっての経過措置（第二十八条及び第二十九条）、協定の効力発生手続（第三十条）並びに協定の終了手続及び協定によって取得された給付に関する権利の維持（第三十一条）について定める。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。